

「指定地域密着型通所介護」 「第１号通所事業」 重要事項説明書

事業者

法人名	株式会社オオキタ・コーポレーション
法人所在地	岡山県岡山市南区福成３丁目６－１３
電話番号	０８６－２６４－８８３１
代表者氏名	代表取締役 熱田 正勝

事業所の概要

事業所の種類	指定地域密着型通所介護事業所・令和３年１０月１日指定 第１号通所事業所 ・令和３年１０月１日指定
岡山県 指定	３３９０１０２９２３号
事業所名	シティヴィラ大供デイサービスセンター
所在地	(郵便番号 ７００－０９１１) 岡山県岡山市北区大供本町７１５－１
電話番号	０８６－２２１－６５２０
管理者	片山 智恵
利用定員	１０名
通常のサービス提供地域	岡山市

(事業の目的)

第１条 株式会社オオキタ・コーポレーションが開設するシティヴィラ大供デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び第１号通所事業（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び第１号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第２条 事業所の指定地域密着型通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２ 事業所の第１号通所事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第3条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1人以上（常勤 名・常勤兼務 名・非常勤兼務 名）
看護職員 1人以上（常勤兼務 名・非常勤 名・非常勤兼務 名）
介護職員 1人以上（常勤兼務 名・非常勤 名・非常勤兼務 名）
機能訓練指導員 1人以上（常勤兼務 名・非常勤 名・非常勤兼務 名）
生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から同月15日まで、及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 9時20分から16時30分までとする。

（利用定員）

第5条 利用定員は10名とする。

（通所介護事業の内容）

第6条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ウ 養護（休養）
- 二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 筋力向上訓練
- 三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。

四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。

六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第7条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円。

二 食費として、1日あたり660円とする。

但し、利用者が特別食を希望する場合には、前項の料金に加えて、以下の料金を支払うものとする。

① 糖尿病食・減塩食については、1回の食事につき51円

② 腎臓病食については、1回の食事につき103円

③ 上記①乃至②以外の特別食については、甲及び乙の協議により決するものとする。

三 おむつ代として、その実費。

四 その他通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡山市の一部の区域（桑田、御南、岡山中央、岡輝、芳田の中学校区）とする。第1号通所事業の通常の実施地域も同様とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。

二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。

三 サービス提供にあたっての禁止事項

- ① 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- ② カスタマーハラスメント・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。
- ③ サービス利用中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

※ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

四 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時, 事故発生時等における対応方法)

第 10 条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年 5 月及び 10 月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第 12 条 事業所は、通所介護事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施

- (4) 虐待防止のための指針を整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業の提供に当たり、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第14条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行うものとする。

（苦情・ハラスメント解決体制の整備）

第15条 事業者は、指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業者は、指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(3) 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事業継続計画 ※(令和6年3月31日まで努力義務)）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（守秘義務）

第17条 事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、勤務期間中及び、退職後においてもこれらの秘密を保持する旨の内容を記載した雇用契約書を交わすものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年3回

- 2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令に定めるところによるものとする。

通所介護サービスの利用料金（介護給付）

① 指定地域密着型通所介護サービスの基本利用料金

共通的服务で、送迎、健康チェック、排せつ、食事、レクリエーション、相談・援助等の介護サービスの提供に係る費用となります。

回数（時間）単位の算定報酬 【単位円】

	サービス 利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険 適用時の 1日当たり の自己負担	7時間10分 (7～8)	764	903	1047	1189	1331
	6時間10分 (6～7)	688	813	938	1064	1189
	5時間10分 (5～6)	667	787	909	1028	1150
	4時間10分 (4～5)	443	508	574	638	705
	3時間10分 (3～4)	422	485	548	609	673
保険対象外費用		食費 1日 660円（おやつ含む） 但し特別食を希望される場合の加算金額（1日あたり） ① 糖尿病食・減塩食については、1回の食事につき51円 ② 腎臓病食については、1回の食事につき103円 ③ 上記①乃至②以外の特別食については、甲及び乙の協議により決するものとします。 その他日用品等 実費				
選択的サービス						
入浴介助加算Ⅰ			1日 41円			
若年性認知症利用者受入加算			1日 61円			
サービス提供体制強化加算Ⅰ			1日 23円			
※「介護職員処遇改善加算（新加算Ⅰ）」1月の総単位数に9.2%を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額						
※1月の総単位数とは上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算の合計						

※ 上表の金額は介護保険適用時の自己負担額1割負担分を示しています。

利用料の額は、各利用者の介護負担割合証に記載されている負担割合に応じた額となります。

※ 岡山市（7級地）では1単位の単価の基本10円に対して10.14円の割増となっています。

※ 月額報酬の日割り金額は、1月当たりの利用料金を30日で除して計算します。

② 第1号通所事業 介護サービスの基本料金

「要支援」と認定された方が対象となります。【日常生活上の支援・生活行為向上支援】

月単位の定額報酬（包括的な報酬設定となっています。）【単位円】

	要支援 1	要支援 2
介護保険適用時の 1 ヶ月あたりの自己負担額 (共通サービス、送迎・入浴を含む。)	1 6 9 6	3 4 7 6
契約期間が 1 か月に満たない場合 (サービスのご利用を月の途中で開始し、又は月の途中で終了した場合)、要介護認定区分の変更が行われた場合の利用料金 (1 日換算)	5 6	1 1 5
選択的サービス		
生活機能向上グループ活動加算	1 月 1 0 2 円	
若年性認知症利用者受入加算	1 月 2 4 4 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1 月 9 0 円 (要支援 1)	
	1 月 1 7 9 円 (要支援 2)	
※「介護職員処遇改善加算Ⅰ」: 1 月の総単位数に 5. 9% を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額		
※「介護職員特定処遇改善加算Ⅰ」: 1 月の総単位数に 1. 2% を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額		
※「介護職員等ベースアップ等支援加算」1 月の総単位数に 1. 1% を乗じた額の利用者の負担割合に応じた金額		
※1 月の総単位数とは上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算の合計		

※ 上表の金額は介護保険適用時の自己負担額1割負担分を示しています。

利用料の額は、各利用者の介護負担割合証に記載されている負担割合に応じた額となります。

※ 岡山市（7級地）では1単位の単価の基本10円に対して10.14円の割増となっています。

※ 保険外費用（食費・日用品等）については、（介護給付）と同額で日額計算となります。

※ 月額報酬の日割り金額は、1月当たりの利用料金を30日で除して計算します。

①②のサービス共通事項

【送迎費用】

当事業所の通常の事業実施地域の場合、ご自宅から当事業所までの送迎サービスについては、それぞれサービスの基本利用料金に含まれています。

○ 通常の事業実施地域以外にお住まいの方は、別途通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに20円をご負担いただきます。

【その他の費用】

介護保険の給付対象とならないサービス（例えば、おむつ代、創作活動等の材料代、レクリエーション行事等参加費）については、ご利用に応じて実費をご負担いただきます。

※介護保険適用でも、保険料の滞納等の理由により、事業所に保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金の全額を利用者に負担していただくことになります。

※その他の費用等については、以下の対応を希望し、次の選択項のうち、当てはまる項に☑を記入する。

レクリエーション費用		☐ 無制限・本人意思 ☐ 月額 円以内 ☐ 事前連絡
買い物費用		☐ 無制限・本人意思 ☐ 月額 円以内 ☐ 事前連絡
食事形態変更の手配	食事加算は別契約の食事契約参照	☐ 事前連絡（連絡不能時は、甲の判断で対処） ☐ 事後報告

利用料金のお支払方法

利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次回月請求時に同封させていただきます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の５日までに、請求書を発送しますので事業者が指定する下記の口座に１０日までにお振り込みください。 銀行 おかやま信用金庫 支店 福島支店 普通預金 ０５１４０６５ 口座名義 株式会社オオキタ・コーポレーション

キャンセル料について

利用予定日の前日午後５時以降になってサービスの利用をキャンセルさせた場合、１回分の利用料金及び食事の提供に要する費用（６６０円）をキャンセル料として申し受けます。

※お客様の容態急変など、緊急且つやむを得ない場合はキャンセル料をいただきません。

※お客様の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合については、キャンセル料を協議の上変更します。

※第１号通所事業サービスをご利用の方は食事の提供に要する費用（６６０円）のみを申し受けます。

相談、要望、苦情等の窓口

地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

(1) シティヴィラ大供デイサービスセンター TEL 086-221-6520

○苦情受付窓口(担当者) 管 理 者 片山 智恵 (不在の場合は在住の職員)

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前9時00分～午後5時00分

(2) 行政機関の苦情受付

苦情受付機関	岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5 TEL 086-223-8811
	岡山市事業者指導課	岡山市北区大供 3 丁目 1-18 KSB 会館 4 階 TEL 086-212-1012
	岡山市役所介護保険課	岡山市北区鹿田町 1 丁目 1 番 1 号 TEL 086-803-1240

緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	()
	電話番号	

令和 年 月 日

地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事 業 者 所在地 岡山県岡山市南区福成 3 丁目 6-13

事業者 株式会社オオキタ・コーポレーション

説明者 管理者 片山 智恵 印